

②「特定旅行者」について

(1) 旅行者

報酬を得て、旅行業を営む者

※貸切バスは、旅行者を通じての利用や旅行者主催のバス旅行による利用が多いため、旅行者を対象とする。

(2) 「特定旅行者」

県内NOx・PM法対策地域に営業所を有する「第1種旅行者」を営む者

(参考)

第1種旅行者の取扱額は、全体85% (全国) を占める。

※観光庁HP「旅行年報2009」より

(3) 対策の対象とする旅客輸送

対策地域内を発着地とする旅客輸送とする。

(4) 対策の対象とする自動車

乗合自動車 (貸切バス)

(5) 「特定旅行者」となる対象事業者の見込み

18社

(参考)

・三重県NOx・PM対策地域における第1種旅行者の店舗数

市町名	店舗数
四日市市	15
桑名市	5
鈴鹿市	8
木曾岬町	0
朝日町	0
川越町	0
合計	28